

広島県告示第七百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年九月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町東野字立岩五四七二番一―地先から豊田郡大崎上島町東野字立岩五四七二番一―地先まで	平成二十一年八月三日